

豊平地区の今後の対応について

土地整備課

1 趣旨

企業局が所有する未着手用地のうち「豊平地区」は平成 12 年度に産業団地としての活用を諦め、平成 14 年度以降、北広島町（当時の豊平町）の優良田園住宅事業用地としてきたところである。

この度、同町が同事業を中止するとの申し出があったことから、これまで「他用途での利活用」としてきた検討方針を改め、今後の対応について検討する。

2 豊平地区の現況

- 所在地：北広島町今吉田（広島北 IC(中国自動車道)へ 10 km, 国道 261 号へ 5 km)
- 面積：約 17.9ha
- 現況：山林，1号調整池のみ整備済み

3 北広島町の意向等

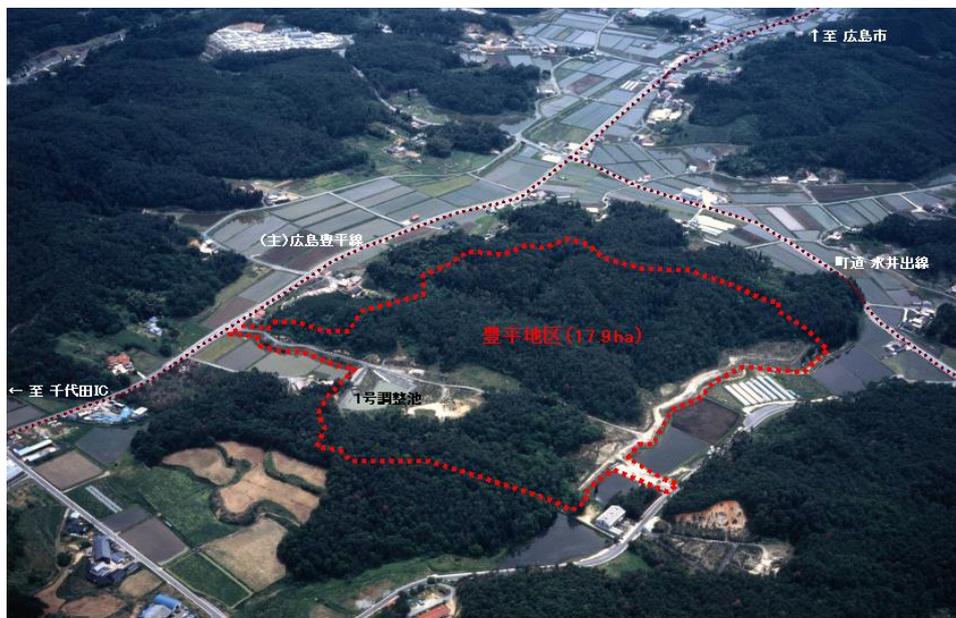
- 優良田園住宅事業は中止し、基本方針は取り下げる。また、他用途での利活用や用地取得の意向はない。
- できれば地元を活用してもらいたい。産廃業者などが購入するのは避けたい。
- 現在、基本方針取下げの手続きと並行し、地元住民に中止の方針説明を行っている。

4 今後の対応

過去に採算面などから産業用地としての活用を諦めていることなどを踏まえ、北広島町の意向等を確認しながら、年内に方針を整理する。

<参考>

○現況



○優良田園住宅事業（農林水産省HPより抜粋）

優良田園住宅の建設の促進に関する法律(H10. 7. 15 施行)に基づくもの

【目的】

多様な生活様式に対応し、かつ、潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅が求められている状況にかんがみ、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図る。